

議案第16号

倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年3月28日提出

倉敷市教育委員会

教育長 井上正義

倉敷市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条の表中

生涯学習部	生涯学習課	
	文化財保護課	

を

生涯学習部	生涯学習課	
	生涯学習施設再編整備室	
	文化財保護課	

に改める。

第8条第9項中「及び副参事は、上司の命を受け」を「は、教育次長及び部長を補佐し、特定事務を掌理する。ただし、部に属さない参事は、教育次長を補佐し」に改め、同条中第13項を第14項とし、第10項から第12項までを1項ずつ繰り下げ、第9項の次に次の1項を加える。

10 副参事は、上司の命を受け、特定事務を掌理する。

第12条生涯学習課の事務分掌中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第12条生涯学習課の事務分掌の次に次の室名及び事務分掌を加える。

生涯学習施設再編整備室

- (1) 生涯学習施設の再編整備に関すること。
- (2) 図書館システムに関すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 提案理由

行政組織改正に伴い規定を整備する等のため、規則を改正するものである。

倉敷市教育委員会行政組織規則（昭和51年倉敷市教育委員会規則第14号）新旧対照表

新		旧	
(事務局の組織)		(事務局の組織)	
第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。		第6条 事務局に次の部、室、課及び係を置く。	
部	室	部	室
	人権教育推進室		人権教育推進室
	教育企画総務課		教育企画総務課
	教育ICT推進課		教育ICT推進課
	教育施設課		教育施設課
学校教育部	学事課	学校教育部	学事課
	指導課		指導課
	特別支援教育推進室		特別支援教育推進室
	保健体育課		保健体育課
	生涯学習課		生涯学習課
	生涯学習施設再編整備室		
	文化財保護課		文化財保護課
(職務)		(職務)	
第8条 教育次長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		第8条 教育次長は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	

- 2 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 次長は、部長を補佐し、部内の総合調整を図るとともに、所掌事務を掌理し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長代理は、課長を助け、課長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。
- 7 課長補佐は、課長を補佐し、所掌事務を掌理し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 参事は、**教育次長及び部長を補佐し、特定事務を掌理する。ただし、部に属さない参事は、教育次長を補佐し、特定事務を掌理する。**

**10 副参事は、上司の命を受け、特定の事務を掌理する。**

- 11 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理する。
- 12 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。
- 13 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。
- 14 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。  
(生涯学習部の事務分掌)

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育行政の企画に関すること。

- 2 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 室長は、上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 次長は、部長を補佐し、部内の総合調整を図るとともに、所掌事務を掌理し、部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 課長代理は、課長を助け、課長に事故あるときは、その職務（課長主幹が掌理する特定事務を除く。）の所掌事務を代行するほか、特定事務を掌理する。
- 7 課長補佐は、課長を補佐し、所掌事務を掌理し、課長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 参事及び副参事は、**上司の命を受け、特定の事務を掌理する。**

- 10 課長主幹及び主幹は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、上司の指定する特定事務を掌理する。

- 11 主任は、上司の命を受け、所掌事務を掌理する。

- 12 副主任は、上司の命を受け、分担事務を処理する。

- 13 主事等は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(生涯学習部の事務分掌)

第12条 生涯学習部の事務分掌は、次のとおりとする。

生涯学習課

- (1) 生涯学習の振興に係る企画調整に関すること。
- (2) 社会教育委員に関すること。
- (3) 社会教育行政の企画に関すること。

**(4) 社会教育施設（図書館、美術館及び自然史博物館に限る。）の再編整備に関すること。**

- (5)** 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (6)** 人権教育に関すること。
- (7)** 成人教育及び青少年教育に関すること。
- (8)** 学校施設開放事業に関すること。
- (9)** 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。
- (10)** 青少年問題協議会に関すること。
- (11)** 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。
- (12)** 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (13)** 青少年育成センターに関すること。
- (14)** 自然の家に関すること。
- (15)** 所管に係る「よい子いっぱいのみち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (16)** その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

- (4)** 青少年対策に係る総合的な企画並びに関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (5)** 人権教育に関すること。
- (6)** 成人教育及び青少年教育に関すること。
- (7)** 学校施設開放事業に関すること。
- (8)** 社会教育関係団体（子ども会連合会及び婦人協議会を除く。）の指導育成に関すること。
- (9)** 青少年問題協議会に関すること。
- (10)** 青少年健全育成対策本部及び青少年問題事務連絡会議に関すること。
- (11)** 青少年健全育成に関する地域組織活動の推進に関すること。
- (12)** 青少年育成センターに関すること。
- (13)** 自然の家に関すること。
- (14)** 所管に係る「よい子いっぱいのみち倉敷」の企画及び総合調整に関すること。
- (15)** その他青少年の健全育成及び非行防止に関すること。

**生涯学習施設再編整備室**

**(1) 生涯学習施設の再編整備に関すること。**

**(2) 図書館システムに関すること。**

# 倉敷市行政組織改正

令和5年2月

# 令和5年度 倉敷市行政組織改正 基本方針

## 1 公共施設個別計画に基づく大規模施設整備事業の効率的な推進

・倉敷市公共施設個別計画に基づき、今後、大規模施設の再編整備を短期間で実施することになるため、計画の全庁的な統括、調整及び個別の施設所管課の支援等を行うために、企画財政部に次長級組織の「公共施設再編整備支援室」を新設する。

併せて新組織へ業務の一部を移管することから、「公有財産活用室」を「公有財産活用課」として課長級組織に改組する。

・教育委員会が所管する施設についても、計画を着実に推進するため、生涯学習課内に課長補佐級組織の「生涯学習施設再編整備室」を新設する。

## 2 地域のデジタル化推進のための体制強化

地方行政のデジタル化が国を挙げて進められている中で、地域のデジタル化を推進する体制をより一層強化するため、企画財政局に「情報政策部」を新設し、「情報政策室」と「デジタルガバメント推進室」を企画財政部から移管する。併せて、「デジタルガバメント推進室」を課長級組織から次長級組織へ改組する。

## 3 雇用に関する政策の推進

令和5年4月にG7倉敷労働雇用大臣会合が開催されることを契機に、国が進める働き方改革等も踏まえ、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての働く意欲のある人が十分にその能力を発揮できるよう、雇用に関する多様な政策をより推進していくため、「労働政策課」を「労働雇用政策課」に改称する。